# 長野工業高等専門学校内部組織規則

全部改正 令和4年7月4日 最終改正 令和6年7月18日

### (趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校(以下「本校」という。)学則第11条の規定 に基づき、本校の内部組織を定める。

# (副校長)

- 第2条 本校に、副校長を置き、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 教務主事
  - 二 学生主事
  - 三 寮務主事
  - 四 専攻科長
  - 五 総務主事
  - 六 研究主事
  - 七 事務部長
- 2 副校長は、校長の職務を補佐する。
- 3 前項第一号から第六号に規定する副校長の任期は,2年とし,再任を妨げない。ただし,欠員が生じたときの後任者の任期は,前任者の残任期間とする。
- 4 校長に事故あるときは、第2項第一号に規定する者がその職務を代行する。

### (校長特別補佐)

- 第3条 本校に、校長特別補佐を置くことができる。
- 2 校長特別補佐は、校長の命により校長の職務を補佐するとともに、校長が定めた 特定の事項を担当する。
- 3 校長特別補佐は、准教授以上の専任教員をもって充てる。
- 4 校長特別補佐の任期は、任命された当該年度の末日とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (主事補)

- 第4条 本校に,教務主事補,学生主事補及び寮務主事補(以下「主事補」という。) を置く。
- 2 主事補は、当該主事の職務を補佐する。
- 3 主事補は、講師以上の専任教員をもって充てる。
- 4 主事補の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (専攻科長)

- 第5条 本校の専攻科に、専攻科長を置く。
- 2 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科に関する事項を掌理する。
- 3 専攻科長は、専攻科を担当する教授をもって充てる。
- 4 専攻科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (専攻長)

- 第6条 本校の専攻科の各専攻に、専攻長を置く。
- 2 専攻長は、専攻科を担当する教授又は准教授をもって充てる。
- 3 専攻長は, 専攻科長の職務を補佐し, 当該専攻の教育・研究及び運営に関すること を総括するとともに, 連絡調整にあたる。
- 4 専攻長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者 の任期は、前任者の残任期間とする。

### (学科長)

- 第7条 本校の工学科に、学科長を置く。
- 2 学科長は、教務主事をもって充てる。
- 3 学科長は,工学科の教育・研究及び運営に関することを総括するとともに,連絡調整にあたる。

## (系長, 院長)

- 第8条 工学科に、学則第7条第2項に規定する系(以下「各系」という。)のほか、 リベラルアーツ教育院(以下「教育院」という。)を置く。
- 2 各系には系長を置き、教育院には院長を置く。
- 3 系長及び院長は、校長が指名する。
- 4 系長及び院長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

# (副系長,副院長)

- 第9条 各系及び教育院に必要に応じ、副系長及び副院長を置くことができる。
- 2 副系長及び副院長は、工学科に所属する教授又は准教授をもって充てる。
- 3 副系長及び副院長は、系長及び院長を補佐する。
- 4 副系長及び副院長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

# (学級担任)

- 第10条 各学級に、学級担任を置く。
- 2 学級担任は、当該学級の運営及び学生の指導にあたる。
- 3 学級担任の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任

者の任期は,前任者の残任期間とする。

# (学級副担任)

- 第11条 第1学年及び第2学年の各学年,並びに第3学年,第4学年及び第5学年の各学級に,必要に応じ、学級副担任を置くことができる。
- 2 学級副担任は、当該学年若しくは当該学級の学級担任を補佐する。
- 3 学級副担任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任 者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (学年主任)

- 第12条 各学年に、学年主任を置く。
- 2 学年主任は、当該学年の学級担任のうちから充てる。
- 3 学年主任は、当該学年の運営に関し、主事、工学科長、系長、院長及び学級担任と の連絡調整にあたる。
- 4 学年主任の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任 者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (学校施設)

- 第13条 本校に、次に掲げる学校施設を置き、それぞれ施設長を置く。
  - 一 図書館
  - 二 情報教育センター
  - 三 技術教育センター
  - 四 地域共同テクノセンター
  - 五 国際交流センター
  - 六 グローバルエンジニア育成センター
  - 七 高速信号伝送評価センター
  - 八 ソーシャルイノベーション・サポートセンター
- 2 各学校施設の組織及び運営並びに施設長等については、別に定める。

### (室)

- 第14条 本校に、次に掲げる室を置き、それぞれ室長を置く。
  - 一 男女共同参画推進室
  - 二 学生相談室
  - 三 広報企画室
  - 四 リスク管理室
  - 五 基金室
  - 六 進路支援室
  - 七 入試広報室
  - 八 教学 I R 室
- 2 各室の組織及び運営並びに室長等については、別に定める。

### (諸会議)

- 第15条 本校に、次に掲げる諸会議を置く。
  - 一 執行会議
  - 二 運営会議
  - 三 教員会議
- 2 各会議の組織及び運営等については、別に定める。

## (委員会等)

- 第16条 本校に,運営に必要な事項を審議及び実施するため,委員会等を置くことができる。
- 2 委員会等の組織及び運営等については、別に定める。

### (雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、本校の内部組織等に関し必要な事項は、別に 定める。

附 則(令和4年7月4日 全部改正)

- 1 この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、電子情報工学科長、環境都市工学科、及び一般科が存続する日までの間、下表左欄の長を置き、下表右欄の者が兼ねるものとする。

機械工学科長	機械ロボティクス系長
電気電子工学科長	情報エレクトロニクス系長
電子制御工学科長	機械ロボティクス系長
電子情報工学科長	情報エレクトロニクス系長
環境都市工学科長	都市デザイン系長
一般科長	リベラルアーツ教育院長

- 3 長野工業高等専門学校研究支援委員会規則(平成17年4月1日施行)は,廃止する。
- 4 長野工業高等専門学校環境委員会規則(平成22年9月16日施行)は,廃止する。

附 則(令和4年8月1日 一部改正)

この規則は、令和4年8月1日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則(令和5年3月16日 一部改正)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 長野工業高等専門学校教育支援センター規則(令和2年4月1日施行)は,廃止

する。

3 長野工業高等専門学校グローバル教育推進センター規則(令和2年4月1日施 行)は、廃止する。

附 則(令和6年7月18日 一部改正)

- 1 この規則は、令和6年7月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 長野工業高等専門学校タイ協働センター規則(平成29年12月22制定)は,廃止 する。